

特別金利定期預金

「創立 100 周年アニバーサリー定期預金」『未来』

令和 7 年 5 月 1 日現在

商 品 名	・ 特別金利定期預金「創立 100 周年アニバーサリー定期預金」『未来』
募 集 期 間	・ 令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 8 月 29 日 （特別金利定期預金「創立 100 周年アニバーサリー定期預金」『感謝』との募集総額 20 億円に達した時点で締め切らせていただきます）
販 売 対 象	・ 当金庫の管轄する営業エリア内にお住まい、またはお勤めの個人（個人事業主含む） ・ 当金庫の管轄する営業エリア内に事業所を有する法人 ・ 上記対象者かつ、利息入金用口座を保有されている方（新規契約可）
期 間	・ 定型方式……3 年 ・ 自動継続となります。
募 集 金 額	・ 「創立 100 周年アニバーサリー定期預金」『感謝』と併せて募集総額 20 億円
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位 (4) 預 入 限 度 額	・ 一括預入 ・ 10 万円以上 300 万円以下 ・ 1 円単位 ・ 1 人（1 法人）「創立 100 周年アニバーサリー定期預金」『感謝』と併せて 300 万円を限度とします。 ・ 新規預け入れに限ることとし、当金庫定期預金からの書替はできません。 ・ 令和 7 年 4 月 1 日以降に普通預金に入金された定期預金の満期金および解約金からの預入はできません。
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 当初預入期間（3 年）のみ特別金利を適用します。 ・ 継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期預金 3 年もの店頭表示利率とします。継続日以降は特別金利定期預金としては取扱いません。 ・ 中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以降に分割して指定口座に支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。

いつも、あなたのとなりに。



小浜信用金庫

(20250013) 1/2

税 金	・ 利息には 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が含まれます。 ・ 法人は総合課税となります。
手 数 料	———
付 加 で き る 特 約 事 項	・ 「総合口座」の担保とすることはできません。 ・ マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 原則として満期日前に解約することはできません。 ・ 満期日前に解約する場合は、別表（※1）の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ※1. 別表「定期預金の中途解約利率表」
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	・ 別表（※2）のとおり受付けております。 ※2. 別表「苦情・紛争等の受付窓口」
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・ 預金保険制度の対象預金となります。 ・ 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。



いつも、あなたのとなりに。

小浜信用金庫

(20250013) 2/2